

令和7（2025）年度 学習指導非常勤講師募集要項

柏崎市教育委員会

1 募集目的

小・中学校における学習指導及び生徒指導を充実させることを目的とし、学習指導非常勤講師を配置します。

2 名称及び身分

名称は学習指導非常勤講師とし、身分は柏崎市非常勤職員とします。

3 採用人数 2名

4 職務内容

学習指導非常勤講師は校長の命を受け、次の職務を行います。

- (1) 学習指導
- (2) 生徒指導
- (3) その他校長が必要と認める業務

5 任用期間

任用開始日から令和8（2026）年3月31日まで

※ ただし、夏季休業・冬季休業・春季休業中は勤務を要しない日とします。

6 服務 正規職員に準じます。

7 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日及び勤務時間は、原則として配置された学校の勤務日及び勤務時間によるものとし、学校行事等で振替勤務となる場合があります。（休日：原則 土・日・祝日）
- (2) 原則、勤務日数は週5日、勤務時間は1日4時間（週20時間）とし、内定後に相談の上で決定します。
- (3) 年次有給休暇は、「柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
- (4) 年次有給休暇以外の休暇は、「柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
- (5) 研修等への参加を命ずることがあります。
- (6) 県外出張や宿泊出張はありません。

8 報酬等

- (1) 報酬は月額153,871円とします。ただし、夏季休業のある7月・8月は、日割計算となります。
※ 勤務日数が週5日未満となる場合は、時給1,908円とします。
- (2) 支払いは月末で締め切り、所得税、社会保険料（健康保険料等）を差し引いた額を翌月の21日（当日が休日の場合は前日又は前々日）に口座振替により支払います。
- (3) 6月、12月に期末・勤勉手当が支給されます。
※ 勤務時間が週20時間未満となる場合は、支給対象外です。
- (4) 通勤に係る費用弁償は、距離数に応じて支給します。

(5) その他の手当等はありません。

(6) 社会保険（健康保険料等）、労働者災害補償保険に加入します。

※ 勤務時間が週 20 時間未満となる場合は、労働者災害補償保険のみ加入となります。

9 応募資格

- ・ 教員免許状所有者（小学校又は中学校、任用時の取得見込み含む）
- ・ 学校教育に理解があり、学習指導・生徒指導に意欲のある方

※ 教職経験は問いません。

10 応募方法

別紙「柏崎市学習指導非常勤講師採用申込書」（写真貼付）に必要事項を記入し、柏崎市教育委員会学校教育課に直接または郵送で提出してください。

11 面接

随時、面接を行います。面接日時については、応募者と相談の上で決定します。

12 採用通知

採用（内定）の可否は、面接後 10 日以内に通知します。

13 その他

(1) この募集では、応募があるごとに随時面接試験を行い、内定者を決定していきます。

内定者が定員に達した時点で、募集を終了します。

(2) 勤務校については、内定時に通知します。

※ この募集要項で不明な点は、下記にお問い合わせ願います。

柏崎市教育委員会 学校教育課学事保健係

所在地：〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号

TEL：0257-21-2366 FAX：0257-23-0881